

# 京都文化 芸術都市 創生計画

改定版／概要



平成24年3月  
京都市

## 目 次

第 1 章

# 計画の背景と位置付け

## 第1章

計画の背景と位置付け ————— 1

- 1 京都における文化芸術の継承と創造
- 2 文化や芸術の持つ力
- 3 京都市文化政策の歴史
- 4 計画の位置付けと計画期間
- 5 計画の基本理念～文化芸術都市の創生に向けて

## 第2章

計画前半期の成果と今後の方向性 —— 3

- 1 計画前半期の取組と成果
- 2 社会状況の変化
- 3 見直しの視点と方向性

## 第3章

計画の内容 ————— 5

- 1 重要施策群
- 2 総合施策

## 第4章

推進方法 ————— 11

- 1 推進するうえでの役割分担
- 2 市民協働による推進体制
- 3 庁内の連携及び関係機関との連携
- 4 計画の取組の評価・点検等

参考資料 ————— 12

## 1 京都における文化芸術の継承と創造

京都は、1200年を超える悠久の歴史の中、それまで培ってきた文化や価値観が崩れる程の転換期を経ながらも、そのつど不死鳥のようによみがえり、多様な文化芸術を蓄積してきました。王朝、武家、宗教、更には、町衆、かつて差別を受けた人々の文化が結び付き合う中で、日本の文化芸術の中心地として、京都は、世界にも類を見ない都市として続いてきました。



京都芸術センター演劇計画2009（撮影：阿部綾子）

## 2 文化や芸術の持つ力

文化芸術は、人間が人間らしく生きるために力の源となるものです。それは、人々が真にゆとりと潤いを実感する心豊かな生活を実現していくうえで欠くことのできない、人類全体の社会的財産です。

### ③ 京都市文化政策の歴史

京都市は、戦後もいち早く、多くの文化施策に着手しました。昭和53年に「世界文化自由都市宣言」を行い、平成18年には「京都文化芸術都市創生条例」を施行しました。

### ④ 計画の位置付けと計画期間

#### (1) 計画の位置付け

京都文化芸術都市創生計画は、平成18年に制定した「京都文化芸術都市創生条例」第7条第1項に基づき、19年に策定されました。また、創生計画は、「はばたけ未来へ！京プラン（第2期京都市基本計画）」の文化芸術に係る分野別計画でもあります。

#### (2) 計画の期間

平成19年3月から29年3月までを計画の期間としています。

本改定版では、計画後半期の5年間の指針を示しています。



第60回京都薪能

### ⑤ 計画の基本理念

#### ～文化芸術都市の創生に向けて

##### 基本理念

##### 世界的な文化芸術都市・京都の創生 ～文化芸術によるまちづくり～

創生計画が目指す「文化芸術都市」の姿を、より平易な言葉で描き出すと、以下のようなまちになります。

##### ① 文化芸術に関わる活動が盛んなまち

伝統的な文化芸術を継承、発展させ、「和の文化」として世界に発信し、文化芸術の新たな創造活動が活発に行われるなど、文化芸術に関わる活動が盛んである。

##### ② 日常の生活シーンの中に文化芸術が溶け込んでいるまち

文化芸術が市民の生活や、身近な暮らしの場である地域の中にしっかりと根付くなど、日常の生活シーンの中に文化芸術が溶け込み、誰もがそれを楽しんでいる。

##### ③ 文化芸術によって社会全体が活気づいているまち

産業、大学との結び付き、独自の都市景観をいかすなど、文化芸術によって社会全体が活気づいている。

##### ④ 文化財が社会全体で守られ、地域の活性化にもつながっているまち

文化財の指定、登録が更に進み、文化財の保存、活用に対する支援の輪が広がるなど、文化財が社会全体で守られ、地域の活性化にもつながっている。

## 1 計画前半期の取組と成果

### (1) 京都ならではの文化・景観・観光三位一体の取組の推進

国立京都伝統芸能文化センター(仮称)のイメージを明らかにするモデル事業として、伝統芸能の舞台公演「京都創生座」を実施し、新たな観客を開拓してきました。また、京都府等とともに源氏物語千年紀事業に取り組み、多数の催しを行いました。



京都創生座 第4回公演(撮影:大島拓也)

### (2) 文化芸術による魅力ある地域のまちづくりの推進

京都市と立誠自治連合会との連携により、元立誠小学校を拠点にモデル事業を実施しました。



元立誠小学校

### (3) 文化芸術に親しみ、その楽しさを知る子どもたちの育成

「ようこそアーティスト 文化芸術とくべつ授業」を実施し、アンケートで88.0%の子どもが授業を「また受けたい」と回答するなど、着実に子どもたちの文化芸術への関心を育んでいます。



ようこそアーティスト 文化芸術とくべつ授業

### (4) 新たな文化芸術を創出する若き人材の育成

若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくりについて、芸術系大学へのアンケート調査等を行うとともに、実行委員会を設置しました。

京都芸術センター事業等により、芸術家の育成・活動支援を行いました。



京都芸術センター 三沢厚彦展(撮影:大島拓也)

### (5) 文化ボランティアなど市民参加による文化芸術都市づくり

「キャンパス文化パートナーズ制度」を創設し、会員大学の学生に対して、京都市文化施設等の利用時に特別割引を行うなどしています。

## 2 社会状況の変化

### (1) 社会経済の動向

- 世界的な金融危機、京都市の厳しい財政状況
- 人口の減少、少子高齢化の進展
- ICT（情報通信技術）の発展等による、地球規模での交流の活性化

### (2) 東日本大震災と来るべき社会のビジョン

文化は、その土地で人々が生きるための根本となるものであり、文化芸術こそが、東日本大震災からの復興の中で真に必要となります。

### (3) 国や京都府等の動向

- 関西広域連合の設立
- 公益法人制度改革関連3法の施行
- 文化庁「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」の策定

## 3 見直しの視点と方向性

本改定版では、変わることのない「京都らしさ」を再認識し、今後5年間の取組に向けて、以下のような視点と方向性の下、取組を進めています。

### (1) 文化芸術の継承と創造

文化は長期間にわたって耕されるものであり、文化を受け継ぎ、そこから新たな芽が生まれ、またこれを継承していくという循環が失われたとき、これを取り戻すことは容易ではありません。次世代の文化芸術を支える人材の育成に留意しつつ、古典を受け継ぎ、常に新しい文化芸術が生まれ出るよう、施策を検討します。

### (2) 文化芸術に関する社会的基盤の整備

#### ア 文化芸術に関する情報環境等の充実

京都は豊富な文化資源を有しており、世界で活躍する人材も多く輩出していますが、それらの情報が市民に十分に行き渡っていません。また、グローバル化が進み、膨大な情報が行き交う中、ともすれば諸都市は均一で特徴のないものになってしまいます。このような課題に対応することを検討します。

#### イ 文化芸術に関する施設の充実

文化芸術は、市民が主体となって発展させるのですが、その際に京都市の施設が果たす役割には大きなものがあります。各施設が地域社会や京都全体と有機的に結び付くよう、一層の充実を図ります。

### (3) 文化芸術の社会的展開

暮らしの中に文化芸術が息づくという京都の特性を、一層広げ、また深めていきます。そのため、現代における生活様式の変化に伴う、文化芸術と市民生活、産業との関係の変化に目を向けて、文化芸術の持つ豊かな活力を社会に向けて展開する可能性を検討します。

また、文化芸術は、一義的には市民が主体となって、作り、伝え、楽しむものであり、行政はこれをサポートする存在です。行政の責務をしっかりと果たしつつ、様々な力の連携により、文化芸術の持つ力をより一層膨らませるための施策を検討します。

※ 施策のうち、◎を付けたものは新規掲載の取組です。

#### 1 重要施策群

文化芸術都市・京都の創生に当たり、前半期の成果と課題、社会状況の変化を踏まえ、今後5年間で特に重点的に実施する施策を、三つの重要施策「群」として設定します。

京都市は、計画の前半期においても、全国のあらゆる都市に先駆けて21世紀の「文化芸術都市づくり」のモデルを示すため、その「先駆け」の原動力となる「五つの京都先行プロジェクト」に取り組んできました。このような理念を継承し、計画後半期においても、文化芸術に関する重要な取組として、9施策を構想します。

##### (1) 繙承と創造に関する人材の育成等

###### ア 伝統芸能文化の更なる創生に向けた取組

京都に集積されている日本の伝統芸能の魅力を広く発信するための拠点(国立京都伝統芸能文化センター(仮称))の整備を、国の特別措置を求めつつ目指します。また、拠点施設のイメージを明らかにするモデル事業として、京都における伝統芸能の集積をいかした舞台公演等に取り組みます。

###### イ 京都芸術センター等による芸術家の育成・活動支援

京都芸術センターの効果的な運営や、京都市芸術文化特別奨励制度の効果的な運用等により、若手芸術家等の成長、飛躍を支援します。

###### ウ 文化芸術に親しみ、その楽しさを知る子どもたちの育成

子どもたちの、文化芸術を楽しむ感性を育むため、「和の文化」に接する機会を家庭や学校で積極的に作るとともに、「ようこそアーティスト 文化芸術とくべつ授業」の拡充等に取り組みます。

##### (2) 創造環境の整備

###### ア 京都会館の創造・発表拠点としての再整備 ◎

開館から50年以上が経ち、施設利用者や来場者の今日的ニーズに応えられない状況にある京都会館につき、「京都会館再整備基本計画」(平成23年6月策定)に基づき整備します。

###### イ 京都芸術センターを中心とした情報機能等の充実 ◎

京都芸術センターの持つ「情報センター機能」を基盤とし、官民連携の中核となる文化芸術コア・ネットワークを整備し、このネットワークの活用により、「アートエキシビション・京都(仮称)」を実施します。

###### ウ 国内外との文化芸術交流による質の高いコミュニケーションの促進 ◎

世界遺産、伝統、歴史のまちとして世界的に広く認知されている強みをいかしつつ、文化芸術に関する国内外の交流を更に豊かなものとするため、各都市、組織、個人など、対象を絞り、質の高いコミュニケーションを行うなど、直接的に京都の魅力を感じてもらえるような取組を進めます。

##### (3) 文化芸術と社会の出会いの促進

###### ア 文化芸術と暮らしを改めて結び付けるための取組 ◎

暮らしの中にある美しさを楽しむ感性を受け継ぐため、市民が文化芸術及び芸術家と出会う事業を一層充実するとともに、市職員が京都ならではの「文化芸術と暮らしの関係性」について学ぶ機会を設けるなど、文化芸術と暮らしを改めて近付ける試みに取り組みます。

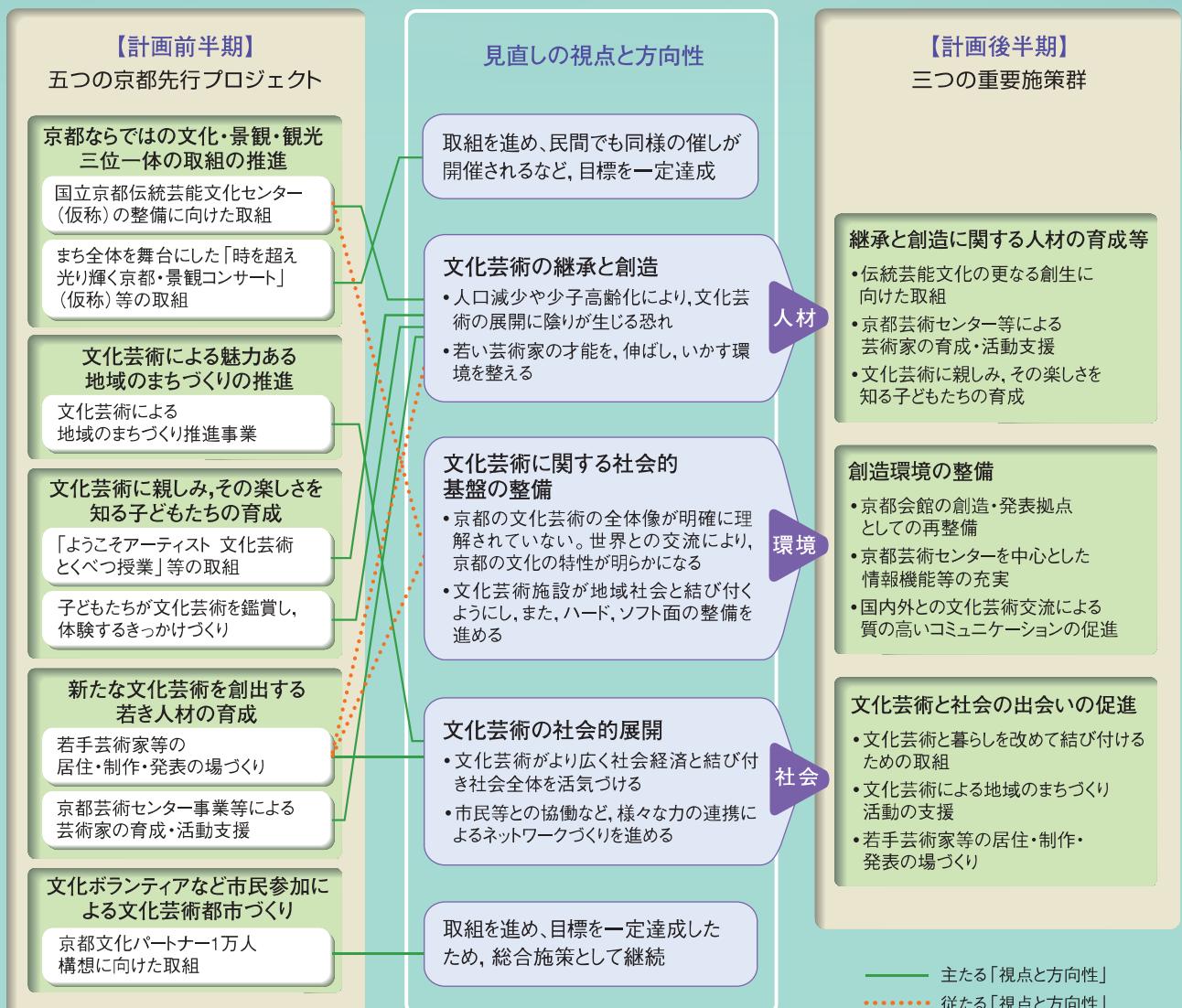


図3-1：重要施策群の構成

#### イ 文化芸術による地域のまちづくり活動の支援

立誠学区におけるモデル事業の取組成果を活用しつつ、伝統行事等も含めた「文化芸術による地域のまちづくり」が市内各所で行われることを目指して、地域住民主体の活動を支援する取組を進めます。

#### ウ 若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり

若い芸術家を対象に、様々な相談に対応する総合サポート窓口を設置するほか、芸術家に適した空き家の紹介や、閉校施設等の活用による制作場所の提供、専門家のネットワークによる発表活動の支援等に取り組みます。

## 2 総合施策

文化芸術都市の創生に向けて、重要施策群に重点的に取り組むとともに、京都文化芸術都市創生条例に掲げた「文化芸術都市の創生のための施策」の各項目に沿って、総合的に施策の推進を図っていきます。

### (1) 暮らしの文化を楽しむ（第8条関係）

- ア 文化芸術と暮らしを改めて結び付けるための取組（再掲） ◎
- イ 暮らしの文化を再発見・再認識するシンポジウム等の開催

### (2) 文化芸術に親しむ（第9条関係）

- ア 京都文化祭典の開催
- イ 本市の文化芸術関係施設における各種事業の推進
- ウ 「市民に愛され世界にはばたく京響」を目指す取組の推進
- エ 映画・映像文化やマンガ文化の振興
- オ 文化芸術に関する生涯学習の推進
- カ 文化芸術団体との連携による鑑賞・参加型事業の推進
- キ 文化芸術施策や施設における「ユニバーサルデザイン」の推進

### (3) 子どもの感性を磨く（第10条関係）

- ア 文化芸術に親しみ、その楽しさを知る子どもたちの育成（再掲）
- イ 子どもたちが舞台芸術を鑑賞し、体験するきっかけづくり
- ウ 子どものための各種体験教室等の推進
- エ 芸術系の市立高等学校等における特色ある文化芸術教育の推進
- オ ジュニア京都検定の推進

カ 子どもの音楽文化の振興・普及を図る取組の推進

キ 青少年の文化芸術活動の促進

### (4) 伝統を受け継ぐ（第11条関係）

- ア 伝統芸能文化の更なる創生に向けた取組（再掲）
- イ 国立京都歴史博物館（仮称）の整備に向けた取組 ◎

都市の歴史と記憶をいかし、日本の歴史、文化への総合的な理解に資するため、また、日本の文化力を世界に発信するため、国立京都歴史博物館（仮称）の整備に向けて取り組みます。

ウ 「古典の日」の推進 ◎

古典文化振興法（仮称）を制定し、11月1日を「古典の日」とすることを国に働きかけるなど、古典に親しむ機運の醸成を図っていきます。

エ 市民や観光客が、京都の伝統的な文化芸術に身近に触れる機会の提供

オ 文化芸術拠点施設における伝統的な文化芸術継承・創造の取組の推進

カ 子どもたちへの伝統的な文化芸術継承の取組の促進

キ 伝統的な文化芸術の研究や文化創造の機能の推進

ク 伝統的な花街の文化の継承

### (5) 新たに創り出す（第12条関係）

- ア 京都芸術センター等による芸術家の育成・活動支援（再掲）
- イ 京都国際舞台芸術祭の開催 ◎  
世界最先端の舞台芸術を紹介するとともに、芸術家、市民等の多様な交流の場となること、次世代の人材を生み出すこと

とを目指して、京都国際舞台芸術祭を実施します。

ウ より効果的な顕彰制度の在り方の検討

エ 助成金等の情報のより効果的な発信

オ 芸術活動へのきめ細かな支援

#### (6) 文化芸術でまちづくりを活性化する (第13条関係)

ア 文化芸術による地域のまちづくり活動の支援(再掲)

イ 若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり(再掲)

ウ 岡崎地域活性化に向けた取組 ◎

岡崎地域の魅力を更に磨き、京都が未来に大きく飛躍する力とするため、「岡崎地域活性化ビジョン」に基づき、本物のアートに出会えるまちの創出に取り組みます。

エ 京都市景観・まちづくりセンター等との連携の推進

オ 各区の個性をいかした各種文化関係事業の推進

カ 芸術家等の活動を地域に根付かせ、地域で応援する環境づくり

#### (7) 交流を促進する (第14条関係)

ア アーティスト・イン・レジデンス事業等の推進

イ 留学生による文化芸術交流の推進

ウ 国際交流に係る関係機関等との連携の推進

エ 国際交流に取り組む市民団体等との連携の推進

オ 姉妹都市等との文化交流事業の推進

#### (8) 伝える、魅せる (第15条関係)

ア 京都芸術センターを中心とした情報機能等の充実(再掲) ◎

イ 国内外との文化芸術交流による質の高いコミュニケーションの促進(再掲) ◎

ウ ICT(情報通信技術)を活用した情報発信の推進

エ 後援事業等の支援

オ 障害のある方のための文化芸術情報発信の工夫

カ 広域的な情報発信の推進

#### (9) 文化財を守り、活用する (第16条関係)

ア 文化財の保存と活用の推進

イ 歴史的資産の保存・活用制度の運用 ◎

市民が残したいと思う、京都の歴史や文化を象徴する建物や庭園を公募によりリスト化し、支援策を講じるなど、維持、継承、活用の促進を図ります。

ウ みやこ文化財愛護委員、京都市文化財マネージャーの育成

エ 地域文化遺産の保存と活用の促進

オ 文化遺産を大切にする意識を育む取組の推進

カ 元離宮二条城の本格修理と活用、無鄰菴の保存と活用

キ 近代化遺産の活用

ク 京都における新たな世界遺産の登録

#### (10) 景観を保全し、再生する (第17条関係)

ア 重要文化的景観選定の推進

イ 美しく、京都らしい景観を守るための各種制度の効果的な運用

ウ 「京都市歴史的風致維持向上計画」の取組の推進 ◎

「京都市歴史的風致維持向上計画」に基づき、歴史的建造物の保全、再生や、無電柱化及び道路修景整備事業等に取り組みます。

エ 京町家の保全・再生・活用の取組

## (11) 施設を充実させる（第18条関係）

- ア 京都会館の創造・発表拠点としての再整備（再掲） ◎
- イ 文化芸術活動を支え、発表する場（拠点）の整備等
- ウ 文化芸術関連機関・施設の交流、連携



京都会館



京都コンサートホール



東部文化会館

## (12) 学術と呼応する（第19条関係）

- ア 京都市立芸術大学における市民との積極的な交流や情報発信の推進
- イ 芸術系大学等との連携の推進
- ウ キャンパス文化パートナーズ制度の推進 ◎  
「大学のまち・京都」の学生が、京都の文化芸術の支援者等となることを目指し、会員学生の経済的負担を軽減する「キャンパス文化パートナーズ制度」の推進を図ります。
- エ 京都が誇る大学・研究機関等の集積の活用
- オ 文化芸術及び学術の交流を図る取組との連携

## (13) 産業と結び合う（第20条関係）

- ア 「未来・京都観光振興計画2010+5」に基づく取組の推進
- イ 文化情報と観光情報を連携させた情報発信の推進
- ウ 京都国際マンガミュージアム等をいかしたコンテンツ産業の振興 ◎  
京都ならではのコンテンツ産業を振興するため、京都国際マンガミュージアム等をいかし、人材の発掘・育成等に取り組みます。
- エ 文化芸術と産業との連携の促進

## (14) 市民の活動を応援する（第21条関係）

- ア NPO等との連携の促進 ◎  
芸術系NPO等の豊かな活動、特に情報の収集発信、中間支援等、ネットワーク化等の機能に着目し、これらと積極的に連携を図ります。
- イ 文化ボランティア活動の気運を高める取組の推進
- ウ 市民の文化芸術活動の支援
- エ 文化芸術を支える基金等への、市民や企業等の一層の賛同・協力の促進

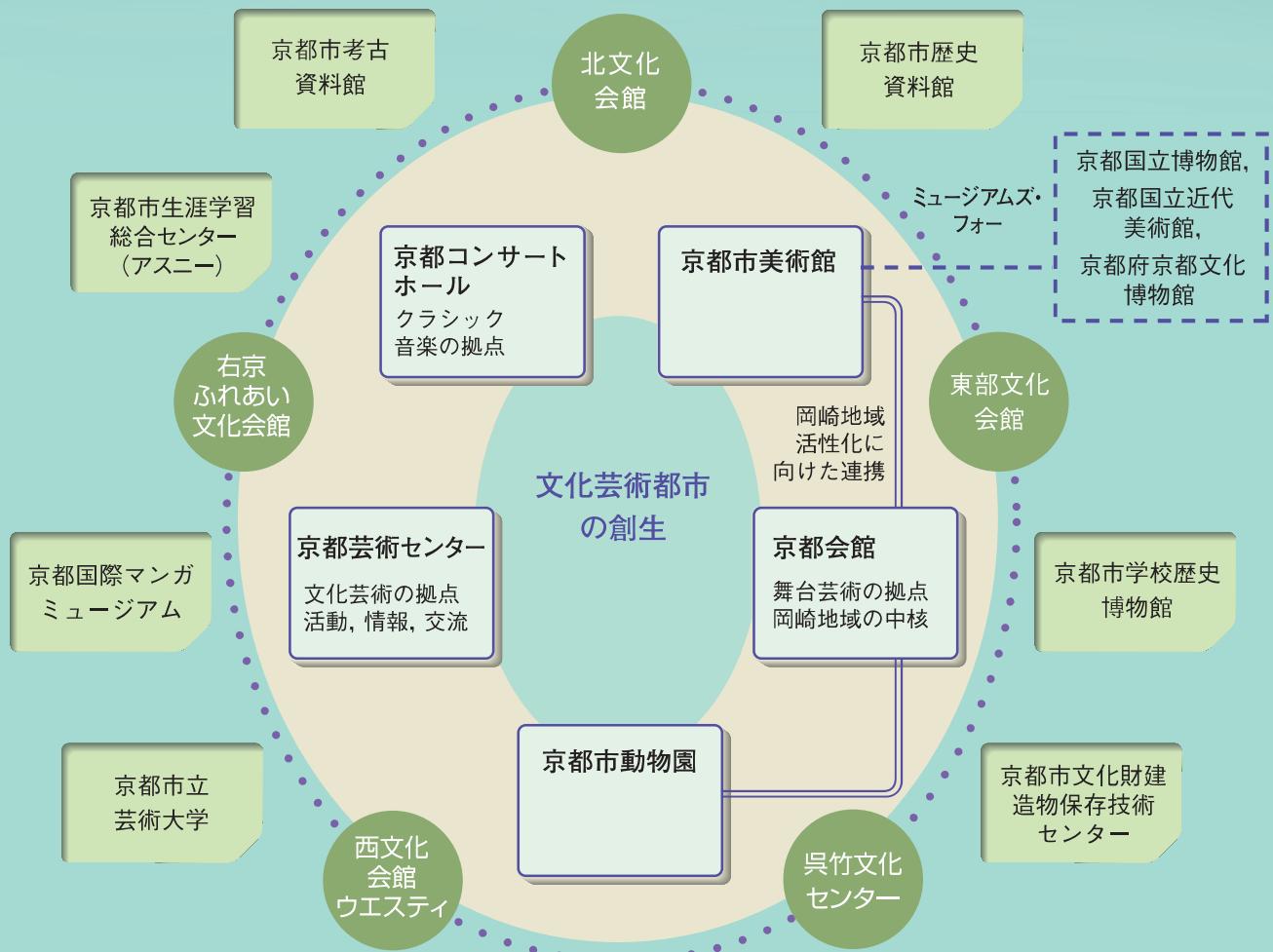


図3-2：文化芸術に関する京都市の主要施設



京都市美術館



京都市動物園

### 1 推進するうえでの役割分担

#### (1) 市民、団体(NPO等)の役割

市民、団体(NPO等)の役割は、文化芸術を創造し、楽しみ、支援する者として、文化芸術都市創生の取組に主体的に参画、関与することになります。

#### (2) 芸術家の役割

芸術家の役割は、文化芸術を主体的に継承、創造、発信するとともに、国内外の芸術家等と交流し、また、学術、産業、まちづくり等に新たな活力をもたらすことがあります。

#### (3) 大学、企業等の役割

大学、企業等の役割は、芸術家、文化芸術を支える専門家等の養成、市民等への情報発信など、京都の文化芸術の理解者、支援者となることがあります。

#### (4) 京都市の役割

京都市の役割は、文化芸術都市創生の取組を総合的に推進することです。取組に当たっては、市民と連携するとともに、他の行政機関や団体(NPO等)など、関係機関とのネットワークを築きながら、これを進めます。

### 2 市民協働による推進体制

#### (1) 市民、団体(NPO等)、大学、企業等とのネットワークの形成

#### (2) 京都文化芸術都市創生審議会の運営

#### (3) 各種委員会等の運営

#### (4) 地域における主体的取組の推進

### 3 庁内の連携及び関係機関との連携

#### (1) 庁内の推進体制の整備

#### (2) 京都の文化芸術に関するコア・ネットワークの整備

京都芸術センターを中心に、文化芸術団体等連携のコアとなるネットワークを作り、文化芸術の創造、発信を総合的に担う仕組みとして整備します。

#### (3) 京都府等との連携・協調の推進

#### (4) 文化庁関西拠点等との連携

### 4 計画の取組の評価・点検等

創生計画の推進状況について、「京都文化芸術都市創生審議会」に報告するとともに、様々な機会を設けて、多くの市民に周知し、意見を聞く工夫をしながら、取組の点検を行います。

## 参考資料

### ○ 京都文化芸術都市創生審議会委員

	氏名	役職等
会長	村井 康彦	公益財団法人京都市芸術文化協会理事長
副会長	池坊 由紀	華道家元池坊次期家元
副会長	千 宗室	茶道裏千家家元
委員	井上 利丸	NHK 京都放送局局長 ※平成23年6月～
委員	井上 八千代	京舞井上流家元
委員	岡田 晓生	京都大学人文科学研究所准教授
委員	河瀬 直美	映画監督
委員	北尾 哲郎	社団法人京都経済同友会代表幹事 ※～平成23年4月
委員	清澤 悟	市民公募委員
委員	小林 千洋	NHK 京都放送局局長 ※～平成23年6月
委員	杉本 節子	公益財団法人奈良屋記念杉本家保存会事務局長
委員	鈴木 千鶴子	前京都市教育委員
委員	建畠 哲	京都市立芸術大学学長
委員	富永 茂樹	京都大学人文科学研究所教授、京都芸術センター館長
委員	長谷 幹雄	社団法人京都経済同友会代表幹事 ※平成23年4月～
委員	林 典子	市民公募委員
委員	平井 誠一	京都文化祭典連絡協議会座長、株式会社西利代表取締役専務
委員	森田 りえ子	日本画家
委員	山中 英之	京都新聞社編集局生活芸担当部長兼論説委員
委員	山本 淳子	京都学園大学教授
委員	山本 容子	銅版画家
委員	細見 吉郎	京都市副市長

※平成23年2～9月在任の方。役職等は同年9月1日現在 ※敬称略

### ○ 京都文化芸術都市創生審議会・政策部会委員

	氏名	役職等
部会長	富永 茂樹	京都大学人文科学研究所教授、京都芸術センター館長
委員	池坊 由紀	華道家元池坊次期家元
委員	小浦 久子	大阪大学大学院准教授
委員	小林 昌廣	情報科学芸術大学院大学教授、京都芸術センター運営委員
委員	佐藤 知久	京都文教大学准教授
委員	杉山 準	特定非営利法人劇研理事兼事務局長

※平成23年9月1日現在 ※敬称略

### ○ 計画改定までの経過

年 月	事 項	備 考
平成18年 4月	京都文化芸術都市創生条例施行	
平成19年 3月	京都文化芸術都市創生計画策定	
平成22年11月	京都市文化政策史講座開催（以後、全10回開催）	
平成23年 2月	第7回京都文化芸術都市創生審議会開催	計画の見直しを諮問
3月	京都文化芸術都市創生審議会・第1回政策部会開催	趣旨説明
4月	京都文化芸術都市創生審議会・第2回政策部会開催	計画の基本理念等を検討
5月	アンケート調査実施 ヒアリング実施（～7月）	
	京都文化芸術都市創生審議会・第3回政策部会開催	計画の総合施策を検討
6月	京都文化芸術都市創生審議会・第4回政策部会開催	計画の重点分野を検討
7月	青少年モニター制度ワークショップ実施 京都文化芸術都市創生審議会・第5回政策部会開催	計画の推進方法等を検討
8月	京都文化芸術都市創生審議会・第6回政策部会開催	計画の答申素案を検討
9月	第8回京都文化芸術都市創生審議会 京都文化芸術都市創生審議会から答申	計画の答申素案を審議
11月	京都文化芸術都市創生計画改定素案を公表 京都文化芸術都市創生計画改定素案に関する市民意見の募集 京都文化芸術都市創生計画改定に関するワークショップ実施	
平成24年 2月	京都文化芸術都市創生審議会委員に計画改定案を報告	
3月	京都文化芸術都市創生計画を改定	

# ○京都文化芸術都市創生条例

平成18年3月27日公布

平成18年4月1日施行

条例第137号

## 目次

### 前文

#### 第1章 総則（第1条～第6条）

##### 第2章 文化芸術都市の創生に関する基本的施策

###### 第1節 文化芸術都市創生計画（第7条）

###### 第2節 文化芸術都市の創生のための施策（第8条～第21条）

##### 第3章 京都文化芸術都市創生審議会（第22条～第24条）

##### 第4章 雜則（第25条）

##### 附則

ここ京都では、1200年を超える悠久の歴史の中で、多様な文化芸術が重層的に蓄積されてきた。これは、常に外からの刺激を受容し、咀嚼するという京都の先人たちの進取の気風により、創意工夫がされてきたことに負うところが大きい。そして、このような文化芸術の蓄積は、学術研究や産業との結び付きを通して、より厚みを増している。

京都の文化芸術は、社寺や町家をはじめとする伝統的な建築物及びこれにより形成されている歴史的な町並みが山紫水明と形容される自然の風景と溶け合った都市環境から大きな影響を受け、また、これに影響を与え、市民の暮らしに根を下ろすとともに、国内外の人々との自由かつ継続的な交流の機会をもたらした。これにより、京都は、日本のみならず世界においても、比類のない魅力に富んだ都市となっている。

将来にわたって、京都が日本はもとより世界の人々を魅了する個性に満ちあふれた都市であり続けるには、無からの文化芸術の育成や振興ではなく、優れた文化芸術の保存と継承により、創造的な活動が不斷に行われるとともに、文化芸術が市民の暮らしに息づくことにより、市民に大きな生きる喜びをもたらし、京都のまち全体を活気に満ちたものとする必要がある。

ここに、本市は、市民と共に京都が文化的、芸術的に世界の中でも格別の位置を占める都市であることを改めて認識したうえで文化芸術都市の創生に積極的に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、文化芸術都市の創生に関し、その基本理念を定め、並びに本市及び市民の責務を明らかにするとともに、文化芸術都市の創生に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術都市の創生を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において「文化芸術都市の創生」とは、次条の基本理念の下、市民の暮らしに根を下ろした文化芸術を一層魅力のあるものとすることにより、市民に大きな生きる喜びをもたらすとともに、活気あふれるまちづくりの源泉とし、もって常に新たな魅力に満ちあふれた都市を創生することをいう。

### （基本理念）

第3条 文化芸術都市の創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 文化芸術が市民に一層身近なものとなり、尊重されること。
- (2) 伝統的な文化芸術を保存し、及び継承し、並びに新たに文化芸術を創造する活動を支援するとともに、当該活動を担う人材を育成すること。
- (3) 文化芸術に関する交流を積極的に促進すること。
- (4) 文化芸術都市の創生に不可欠な文化財の保護及び活用、景観の保全及び再生その他文化芸術を振興するための環境の整備に努めること。
- (5) 文化芸術に関する活動と学術研究又は産業に関する活動との連携を促進すること。

### （本市の責務）

第4条 本市は、文化芸術都市の創生には、文化芸術を創造し、享受する市民の主体的な参画が不可欠であることかんがみ、市民と連携して、その推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するよう努めなければならない。

### （市民の責務）

第5条 市民は、文化芸術の創造の担い手であり、かつ、これを享受する者として、京都の文化芸術が日々の暮らしの中で豊かにはぐくまれてきたことを深く認識し、これを将来の世代に継承するよう努めなければならない。

### （財政上の措置）

第6条 本市は、文化芸術都市の創生に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

## 第2章 文化芸術都市の創生に関する基本的施策

### 第1節 文化芸術都市創生計画

第7条 市長は、文化芸術都市の創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、文化芸術都市の創生に関する計画（以下「文化芸術都市創生計画」という。）を定めなければならない。  
2 文化芸術都市創生計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 文化芸術都市の創生に関する目標
  - (2) 文化芸術都市の創生に関する取組
  - (3) その他文化芸術都市の創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 市長は、文化芸術都市創生計画を定めるに当たっては、第22条に規定する審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、文化芸術都市創生計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、文化芸術都市創生計画の変更について準用する。

### 第2節 文化芸術都市の創生のための施策

#### （暮らしの文化に対する市民の关心と理解を深めるための施策）

第8条 本市は、暮らしの文化（京都の先人たちの暮らしの中から生み出され、その中で受け継がれてきた文化をいう。）に対する市民の关心と理解を深めるため、市民に対する啓発、当該文化の継承に寄与したものの顕彰その他の必要な措置を講じなければならない。

## (市民が文化芸術に親しむことができるようとするための施策)

第9条 本市は、高齢者、障害者及び青少年をはじめ広く市民が文化芸術に親しむことができるようとするため、文化芸術の鑑賞及び体験の機会並びに文化芸術に関する創造的な活動の成果を発表する機会の提供、市民に身近な場所において芸術家と交流することを目的とする催しの実施その他の必要な措置を講じなければならない。

## (子供の感性を磨き、表現力を高めるための施策)

第10条 本市は、文化芸術に対する子供の感性を磨き、表現力を高めるため、学校、地域その他の様々な場での文化芸術に関する教育の充実、子供を対象とする公演及び展示の実施、子供による文化芸術に関する活動に対する支援その他の必要な措置を講じなければならない。

## (伝統的な文化芸術の保存及び継承等のための施策)

第11条 本市は、伝統的な文化芸術及びこれを支える技術を保存し、及び継承するとともに、市民をはじめ広く国内外の人々が伝統的な文化芸術を体験することができる機会を拡大するために必要な措置を講じなければならない。

## (新たな文化芸術の創造に資するための施策)

第12条 本市は、新たな文化芸術の創造に資するため、当該創造に係る活動を行うものの育成、支援及び顕彰その他の必要な措置を講じなければならない。

## (文化芸術に関する活動及び地域のまちづくりに関する活動の活性化に資するための施策)

第13条 本市は、文化芸術に関する活動と地域のまちづくりに関する活動との連携を図り、これらの活動の活性化に資するため、地域の特性に応じた文化芸術に関する活動の場の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

## (国内外の地域との交流を促進するための施策)

第14条 本市は、文化芸術に関する国内外の地域との交流を促進するため、国内外の文化芸術に関する活動を行う者の受け入れ、当該活動を行う者の国内外への派遣、文化芸術に関する国際的な催しの実施その他の必要な措置を講じなければならない。

## (国内外の人々の関心と理解を深めるための施策)

第15条 本市は、京都の文化芸術に対する国内外の人々の関心と理解を深めるため、広く世界に向けて当該文化芸術に関する情報を提供するために必要な措置を講じなければならない。

## (文化財を保護し、及び活用するための施策)

第16条 本市は、文化芸術都市の創生に資するため、文化財を保護し、及び活用するために必要な措置を講じなければならない。

## (景観を保全し、及び再生するための施策)

第17条 本市は、文化芸術都市の創生に資するため、景観を保全し、及び再生するために必要な措置を講じなければならない。

## (施設の充実を図るための施策)

第18条 本市は、文化芸術に関する活動に資する施設の充実を図るために、当該施設の運営に関し専門的な知識を有する

人材の確保及び育成、文化芸術の多様な表現方法に対応する当該施設の整備、当該施設相互の連携の推進その他の必要な措置を講じなければならない。

## (文化芸術及び学術研究が相互に影響を与える、創造的な活動を新たに生み出すための施策)

第19条 本市は、文化芸術及び学術研究が相互に影響を与える、創造的な活動を新たに生み出すために必要な措置を講じなければならない。

## (文化芸術及び産業が相互に影響を与える、創造的な活動を新たに生み出すための施策)

第20条 本市は、文化芸術及び産業が相互に影響を与える、創造的な活動を新たに生み出すために必要な措置を講じなければならない。

## (市民の自主的な活動を支援するための施策)

第21条 本市は、市民の自主的な文化芸術に関する活動を支援するため、当該活動に関する情報の提供、市民と共同して行う事業の実施、文化芸術に関するボランティア活動を行うものに対する支援その他の必要な措置を講じなければならない。

## 第3章 京都文化芸術都市創生審議会

## (審議会)

第22条 文化芸術都市の創生に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都文化芸術都市創生審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (審議会の組織)

第23条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者の中から、市長が委嘱し、又は任命する。

## (委員の任期)

第24条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## 第4章 雜則

## (委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附則

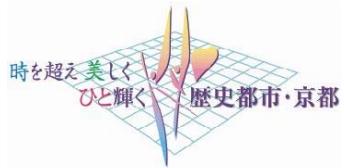
## (施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第7条第3項及び第5項（審議会に関する部分に限る。）並びに第3章の規定は、市規則で定める日から施行する。

（平成18年5月15日規則第12号で平成18年5月16日から施行）

## (経過措置)

2 前項ただし書の市規則で定める日以後最初に市長が委嘱し、又は任命する委員の任期は、第24条第1項本文の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。



## 京都文化芸術都市創生計画 改定版／概要

平成24(2012)年3月発行

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

〒604-8006 京都市中京区河原町御池下る下丸屋町394 番地

Y・J・Kビル2階

TEL 075-366-0033 FAX 075-213-3181

URL [http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-3-1-0-0\\_21.html](http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-3-1-0-0_21.html)

京都市印刷物番号第233203号

*Art, Culture and Kyoto*

